

一般社団法人長野県農業会議 第 114 回常設審議委員会の概要

令和 7 年 9 月 12 日（金）に長野市「JA 長野県ビル」において開催した、第 114 回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1 農地法等に基づく審議

（１）第 1 号議案

農地法第 4 条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（２）第 2 号議案

農地法第 5 条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、すべて「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（３）第 3 号議案

農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見聴取案件（上田市、5 条、大豆、1 件）について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2 協議事項

（１）第 10 回長野県農業委員会大会の開催要領（案）について

資料④により説明し原案どおり決定しました。

3 報告事項

（１）令和 6 年度農地利用最適化の活動日数（実績）について（資料⑤）

（２）食料安全保障に対する県民理解の醸成に係るリーフレットについて

（リーフレット）

（３）令和 8 年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について（資料⑥）

一般社団法人長野県農業会議 第114回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和7年9月12日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者30人、出席者27人（敬称略）
○印は出席者

氏 名			
正副会長	24 (会 長) 望月 雄内 ○	1 (副会長) 市川 覚 ○	8 (副会長) 田中 悦郎 ○
常設審議委員	2 小山田 武 ○	3 片岡 正夫 ○	4 小泉 幸善 ○
	5 氣賀澤道雄 ○	6 高田 清人 ○	7 高橋 徳 ○
	9 佐原 悦司 ○	10 伊藤 宏昭 ○	11 柳澤 雅仁 ○
	12 神林 利彦 ○	13 青木 保 ○	14 増田 善行 ○
	15 沼田 浩子 ○	16 神農 佳人 ○	17 中村 光男 ○
	18 眞島 実 ○	19 宮澤 清志 ○	20 小林 安男 ○
	21 平林 孝保 ○	22 新芝 正秀 ○	23 長谷川 孝治
	25 依田 明善	26 峯村 勝盛 ○	27 浅田みさ子 ○
	28 高林 敬子	29 小林文彦 ○	30 伊藤 洋人 ○
県等	県農政部農業政策課 市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長 上田市農業委員会 小場係長		
事務局	伊藤専務理事兼事務局長(前掲)、三井参事兼部長、山際部長、土屋部長、中島審議役、松田農地係長、森住審議役、土屋主査、高嶋主任、倉田囑託		

一般社団法人長野県農業会議 第114回常設審議委員会次第

日 時：令和7年9月12日（金）13:00～
場 所：長野市 JA 長野県ビル 12 階 「12A 会議室」

1 開 会

2 挨拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第1号議案

農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案

農地法第5条の規定による意見回答について

第3号議案

農地法の規定による営農型太陽光発電施設に係る意見回答について
(上田市、5条、大豆、1件)

7 協議事項

(1) 第10回長野県農業委員会大会の開催要領(案)について

8 報告事項

(1) 令和6年度農地利用最適化の活動日数(実績)について

(2) 食料安全保障に対する県民理解の醸成に係るリーフレットについて

(3) 令和8年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について

9 その他

(1) 農業者年金の加入推進について

(2) 次回の開催計画について

10月15日（水）13:30～ JA 長野県ビル 12 階 「12A 会議室」

10 議長退任

11 閉 会

主 要 会 務 報 告

(令和7年8月8日開催の常設審議委員会以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

8月27日 新規採用プロパー職員第5回スキルアップセミナー (長野市)

(2) 農政・農地部関係

9月8日 地区常設審議委員会 (上田市、伊那市、塩尻市)

9月8日 農地利用最適化に係る月次情報交換会議
(")

9月12日 県農業委員会協議会 (長野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

8月20日 「雇用就農資金」現地調査 (北信2経営体)

8月22日 " (東信4経営体)

8月28日 " (南信3経営体)

9月1日 " (東信1経営体)

9月4日 農業者年金基金考査指導に係る事前説明会 (W e b)

9月5日 「雇用就農資金」現地調査 (南信2経営体)

9月9日 " (東信2経営体)

9月11日 " (中信3経営体)

2 組織関連の会議

8月20日 農業委員会サポートシステムの最新化に係る打合せ

8月26日 全国農業新聞総局担当者会議

8月26日 農業者年金オンラインセミナー

8月29日 飯田市農業委員会総会

8月29日 信州水田農業経営者会議役員会

9月1日 全国農業新聞総局長会議

9月2日 都道府県農業会議専務理事・事務局長会議及び農業者年金推進に係る専務理事・事務局長会議

9月4日 都道府県農業会議・全国農業会議所新任職員研修会

～5日

9月11日 県鉢花園芸組合・現地取引会議

～12日

3 その他の会議

8月26日 県食と農業農村振興審議会第1回審議会

8月29日 第3回農業経営戦略会議

農地法第4条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和7年9月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	1	1	0	6,732.00	6,732.00
佐久市	1	1	0.00	6,732.00	6,732.00
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	1	1	0.00	6,732.00	6,732.00

農地法第5条第3項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

(令和7年9月)

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
東信	2	6	7,646.17	5,933.11	13,579.28
佐久市	1	1	0.00	1,418.00	1,418.00
上田市	1	5	7,646.17	4,515.11	12,161.28
南信	2	3	12,761.00	4,707.00	17,468.00
伊那市	1	2	12,761.00	1,576.00	14,337.00
南箕輪村	1	1	0.00	3,131.00	3,131.00
中信	2	2	15,420.00	0.00	15,420.00
安曇野市	1	1	7,963.00	0.00	7,963.00
大町市	1	1	7,457.00	0.00	7,457.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	6	11	35,827.17	10,640.11	46,467.28

第 10 回 長野県農業委員会大会 開催要領（案）



1 趣 旨

今、農業・農村は、担い手の減少・高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、世界的な食糧需給の変化、飼料、燃油、農業資材等の価格の高止まり、集中豪雨や猛暑など気象災害の頻発化等に対応していくための脱炭素社会の構築など、様々な課題を抱えています。

また、近年の、米の小売価格の急激な上昇は、食料の安定供給、我が国の農業生産基盤の脆弱化への国民の不安を招いており、改正食料・農業・農村基本法の重要な理念である「食料安全保障」の確立に向け、米政策の見直しを筆頭に、生産者が将来にわたって安心して経営できる再生産可能な適正価格の実現と、消費者への安定供給を両立させる、新たな施策の構築が求められています。

こうした中、本年 3 月、多くの農業者、市町村・JA・関係団体とともに、農業委員会が 2 年にわたり取り組んできた地域計画が、県内全ての市町村で公表され、4 月から、444 地区の計画の実践がスタートしました。

地域計画は、地域の農業者が今後 10 年で現在の約 4 割にまで激減すると見込まれ、これまで誰も経験したことのない、大きな環境変化に対応し、地域の農業・農村を守り、発展させていくための備えの計画であり、「将来のありたい姿」の実現に向け、関係者が一丸となって取り組んで行くことが必要です。

この計画の実践に向け、日頃から農地の見守り活動を行い、地域農業の現状や、地域の農業者の思いを深く理解している農業委員、農地利用最適化推進委員には、目標地図を起点とした農地利用の最適化活動の実践をリードするとともに、毎年行われる、地域計画の見直し・磨き上げの上での「キーパーソン（鍵を握る人）」としても、これまで以上に大きな期待が寄せられています。

そこで、地域計画の実践を柱に、地域の農業・農村の課題を解決していくため、参加者全員で取り組に向けた意識を統一するとともに、知恵と情熱で、目標地図を起点とした農地利用の最適化の取組を加速し、地域の農業・農村の明るい未来を築き上げていくことを、力強く決意することを目的に、「第 10 回長野県農業委員会大会」を開催します。

2 主 催

一般社団法人長野県農業会議、長野県農業委員会協議会

3 日 時

令和 7 年 11 月 19 日（水）12 時 30 分～16 時

4 場 所

松本市水汲 69-2 「キッセイ文化ホール（長野県松本文化会館）大ホール」

5 参加者

農業委員、農地利用最適化推進委員及び県農業会議会員等関係者（約 1,500 名）

6 内 容

	内容	時間
(1)	開会	12 : 30～ (1 分)
(2)	主催者あいさつ	12 : 31～ (5 分)
(3)	農業委員会憲章唱和	12 : 36～ (4 分)
(4)	令和 7 年度農業委員等功績者表彰 ・長野県知事表彰 1 名 ・(一社) 全国農業会議所会長表彰 3 名 ・(一社) 長野県農業会議会長表彰 12 名 令和 6 年度農業者年金加入推進活動功労者表彰	12 : 40～ (20 分)
(5)	来賓祝辞 ・長野県知事 ・長野県議会議長 ・JA 長野中央会会長 (来賓紹介、祝電披露、退席等)	13 : 00～ (17 分)
(6)	大会運営委員会報告	13 : 17～ (5 分)
(7)	情勢報告 ((一社) 全国農業会議所)	13 : 22～ (10 分)
(8)	協議「農地利用最適化の推進に関する要請決議 (案)」	13 : 32～ (10 分)
	(休憩)	13 : 42～ (15 分)
(9)	地域計画の取組事例の発表 1 市町村 (10 分) と質疑応答 (5 分)	15 : 22～ (15 分)
(10)	農地利用最適化に係る講演 演題 : 「地域計画の実行に向けて」 (仮題) 講師 : 山形県農村づくりプロデューサー 高橋 信博 講演 (70 分) と質疑応答 (15 分)	13 : 57～ (85 分)
(11)	大会宣言	15 : 37～ (3 分)
(12)	ガンバロー三唱	15 : 40～ (1 分)
(13)	閉会	15 : 41～ (1 分)

7 大会の運営

別に定める要領に基づく運営委員会を設け、円滑な運営を図るものとする。

最適化活動の記録(記帳)について

- 1 農業委員会は、毎年、最適化活動を行う農業委員・農地利用最適化推進委員の意欲的な活動目標(活動日数等)を設定し、活動を行います。

(長野県内は、全国大会で決議された毎月10日を基本として設定)

2 活動日数の考え方

農地利用の最適化活動は多岐にわたり、農業経営とともに取り組まれ、昼夜を問わず日常的に行われている。

(活動例)

- 1 地域の農地の見守り →朝、自分の畑に行く途中、近隣の農地の状況を確認した。
- 2 農地集積の意向把握 →集荷場で近所の農家の田中さんから農地を貸したいと声をかけられ立ち話をした。

3 なぜ活動を記録する必要があるのか？

- ① 農業委員会の活動を多くの人に知ってもらうため(見える化・情報公開)
- ② 日々の活動や活動で得た情報を皆で共有し、次の活動に活かすため

(時間の長短にかかわらず活動した内容を記録することが必要)

最適化活動の記録(記帳)用紙を工夫しよう！

(農地の見守り活動以外の活動)

農業委員会活動記録簿 (8月分) 氏名 ○○ ○○

日時	8月 12日	活動時間	30分	場所	自宅・訪問 電話・役場・圃場・その他
項目 (大-中-小)	2 - ① -	その他詳細 ()		会議名	
活動の 相手	氏名	○○ ○○		属性	出し手・受け手・関係機関・参入希望者
	(受け手の場合)該当の有無		認定農業者・認定新規就農者・基本構想水準到達者・集落営農経営		
意向 概要	売・貸・委・買・借・受・参・他	新規 参入者 情報		現地案内・出し手との立ち合い・関係機関紹介	
	面積(a)	50	農地バンク の活用意向	有・無	面積(a) 希望作目
詳細	基盤法で借りていた水田50aを高齢を理由に解約したい。 息子、嫁は遠方におり、後継者はまったくいない状況。 次の耕作者を探すことを引き受けた。				
活動成果	面積(a)		成果内容	受け手と出し手との合意・遊休農地解消・新規参入者への貸付同意・新規参入	
	(遊休農地解消の場合)方法		自ら耕作再開・農地バンクに貸付/売却・農地バンク以外に貸付/売却・農作業受委託・その他		
備考					

(農地の見守り活動 専用)

令和5年度 農業委員会最適化活動 遊休農地発生防止・解消のための
「農地の見守り活動」専用 記録用紙 (項目3-①-イ)

委員・推進委員 氏名 場所・担当地区圃場

月 日	活動 時刻	農地の見守り活動 (田畑、水路等の無事、有害鳥獣、 新たな遊休農地、不法投棄の有無等)	備考 (気づいた点、特記事項)
9/1	金		
9/2	土		
9/3	日		
9/4	月		
9/5	火		
9/6	水		
9/7	木		
9/8	金		
9/9	土		
9/10	日		
9/11	月		
9/12	火		
9/13	水		
9/14	木		
9/15	金		
9/16	土		
9/17	日		
9/18	月		
9/19	火		
9/20	水		
9/21	木		
9/22	金		
9/23	土		
9/24	日		
9/25	月		
9/26	火		
9/27	水		
9/28	木		
9/29	金		
9/30	土		
活動日数			

「農地の見守り活動」専用記録用紙 (項目3-①-イ)

委員・推進委員 氏名 長野太郎

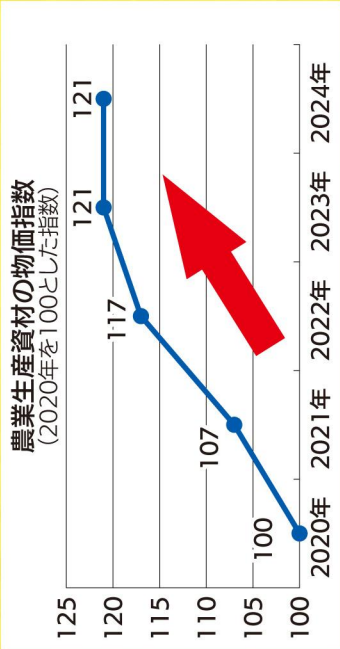
場所・担当地区圃場

月 日		活動時刻	農地の見守り活動 (田畑、水路等の無事、有害鳥獣、 新たな遊休農地、不法投棄の有無 等)	備考 (気づいた点、特記事項)
9/1	金	6:00~6:15	○	異常なし
9/2	土			
9/3	日			
9/4	月	〃	○	〃
9/5	火			
9/6	水			
9/7	木			
9/8	金	〃	○	出張のため、なし
9/9	土			
9/10	日			
9/11	月	〃	○	前日の大雨で水路にゴミ、片づける
9/12	火			
9/13	水			

見守り活動を行う曜日を決め、
1月分の計画を作ろう！

都合で活動しなかった日は×印
で消せばOK！

近年、資材等の価格が大きく上がって農家さんは大変！



近年、資材（肥料・農薬、燃料代など）の経費が2割も値上がり！でも、それを十分に販売価格に上乗せできず、農家さんの所得は大きく減少！

（資料：農林水産省「農業物価指数」）

私たちの大切な未来のために、 長野県と日本の農業を応援しよう！



農業は、私たちの大切な食べ物を安定的に生産するとともに、雨水を土に蓄えて、きれいな水をゆっくりと川に送る働きや土砂崩れや洪水の防止、豊かな自然環境の維持、美しい農村の景観の形成、伝統文化の継承など、多くの価値を生み出しています。そして、これらの機能は、私たちの生活の質を高め、安全で安心な暮らしを支えています。

私たちが毎日当たり前のように口ににする食べ物。でも、私たちの食べ物は、海外からの輸入に頼る部分が多く、もし、世界で何か大きな問題が起されば、私たちの食卓から食べ物が消えてしまうかもしれません。

では、どうすれば、誰もが、いつでも、安心して食料を手に入れることができる状態（食料安全保障）を作ることができるのでしょうか？

実は、私たち一人ひとりの意識（考えや気持ち）と行動がとても大切なんです。

例えば、お店で農畜産物を買う時に、「農家の再生産が可能な価格」を意識して農畜産物を購入すること。これは、農家さんが農業で生活を営み、継続して食べ物を作り続けられるように、必要な経費を賄える適正な価格で農畜産物を購入する、という意味です。

近年、肥料や農薬、農機具の燃料代など、多くの資材の価格が大きく値上がりする中、一部の品目を除き、増加した費用を十分に販売価格に上乗せすることができず、農家さんの所得（利益）が減っていく傾向にあります。

安さばかりを追求してしまうと、せっかく、品質の高い、おいしい食べ物を作ってくれているのに、農家さんの経営が厳しくなり、農業を続けることが難しくなっています。

農家さんが安心して農業を続けられるように、そして私たちの食卓が、ずっと豊かであるように、食料安全保障について知り、日々の買い物で、長野県と日本の農家さんを応援する意識を持つことが、今、私たちにできる大切な一歩ではないでしょうか。



発行：（一社）長野県農業会議

〒380-0826 長野市南長野北石堂町 1177-3
TEL：026-217-0291 FAX：026-219-2953
Email：24housei@nca.or.jp



HPはこちら→

6

みなさんで考えよう！ 私たちの「食」の 未来を どう守る？



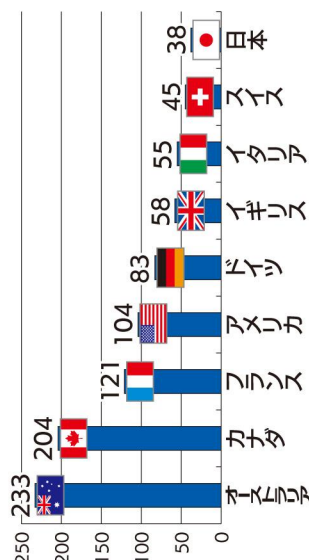
日本の食べ物、
どれだけ国内で作ってる？

6割以上
海外から



食料自給率（国内の食料全体の供給
に対する国内生産の割合）は、
カロリーベースで38%です。
（資料：農林水産省「食料需給表」(2021年)

国内でどれだけ食べ物を作れているかの割合(%)



（資料：FAO 等を基に農林水産省の試算（海外、2021年））

みなさんに、 すごく大事な話があります。

それは、私たちの毎日のごはんや、これからの未来の食べ物を守る「食料安全保障」のことです。「食料安全保障」って聞くと、ちょっと難しい言葉に聞こえるかもしれませんが、「誰もが、いつでも、安心して食料を手に入れることができる状態」のことを言います。決して他人事ではありませんよね。

世界では、戦争が起きたり、異常な天気で大雨や日照りが続いたりして、食べ物が手に入りにくくなっています。日本は、食べ物の6割以上を海外から買っているから、この問題から目をそらすわけにはいかないんです。では、どうしたらいいのでしょうか？

まずは、私たちが食べる食べ物を、できる限り日本国内で生産することが大切です。もし、世界で何か大きな問題が起きたとき、食べ物が日本に入らなくなったら困りますよね。そのうならなために、食べ物に関心を持ち、今のうちから準備しておくことが、とっても大切なんです。

長野県の農業ってすごい！ 食を支える豊かな気候と大地

長野県は、豊かな自然に恵まれ、昔から農業がとて盛んな地域です。みなさんが毎日食べられているご飯や野菜、果物も、長野県で作られたものがたくさんあることをご存じでしたか？

長野県の農業は、農家さんの頑張りで、私たち県民の食べ物をしっかりと守ってくれているんです。

「食料自給率から見た長野県農業の力」

食料自給率ってというのは、その地域でどれくらいの食料を自分で作れているかを示す数字のことです。

例えば、長野県で必要な食料の量を 100 とすると、そのうち何パーセントを長野県で作っているかを表します。長野県の食料自給率は、令和4年度 53%で、これは、私たちが食べる



ものの半分以上を県内でまかなえるという数字なんです。全国平均が 38%ですから、長野県の農業は、かなり頑張っていますよね。

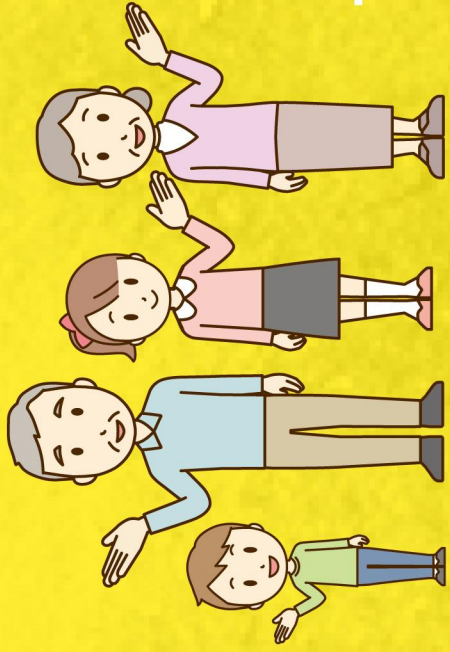
作物の種類別でみても、お米の生産量が全国で 12 位*、野菜では、レタス、セルリー、えのきたけ、ぶなしめじが全国 1 位**、果物では、りんご、ぶどうが全国 2 位**など、トッピクラスの品目がたくさんあるんです。

(*は令和6年産主食用米 **は令和5年産)

長野県の農業は、私たちの食卓を豊かにし、食料の安定供給に大きく貢献していることがお分かりただけでしたか。

もし、災害などで他の地域からの食料が届かなくなっても、長野県内で一定の食料を自給できる環境があることは、私たちが安心して暮らす上でとても大切なことですよね。

私たちにできること



明日のごはんを守るための一歩

4

毎日の「選択」から始めよう

私たち一人ひとりとは、いつでも、安心して食料を手に入れること（食料安全保障）を実現していくために何ができるでしょうか？それは、毎日の「買い物の仕方」や「食べ方」を変えることから始まります。つまり、「考えや気持ち（意識）」と「行動」を変えるってことです。

「地元や国産のものを選ぶ」

自分の住んでいる地域で作られた農産物・お肉・牛乳・卵などを積極的に選んでみましょう。地元や国産の食べ物を選ぶことは、農業を盛んにし、長野県と日本の農家さんを応援することにつながります。そして、地域の旬のものを食べることは、新鮮でおいしいだけでなく、遠くから運んでくるエネルギーを減らせます。近所のスーパー、道の駅や直売所で、「長野県産」、「国産」のものを探してみてください。



地元や国産品を選ぼう！

「食べ物を無駄にしない」

食べ物を捨てること（食品ロス）は、食料安全保障にとって大きな問題です。買いきらない、食材を全部使い切る、食べ残さない。食べ物を大切にすることは、一生懸命作ってくれた人への礼儀であり、未来の食卓を守るための最初の一歩です。



「農業について学ぶ・体験する」

農業に関する情報を集めたり、地域の農家さんから直接話を聞いたり、実際に農作業を体験することは、農業がどのように営まれているのか、どんな苦労があるのかを知る貴重な機会です。こうした学びは、食べ物への感謝の気持ちを育み、長野県と日本の農業を応援する意識を高めてくれます。農業や農村への理解を深める

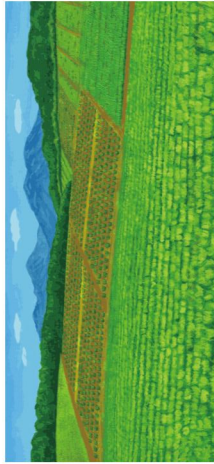
ことが、私たちの「食」の未来を守る大きな力となるでしょう。



農業委員会は、地域の農業を守る「縁の下の力持ち」！

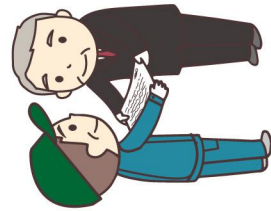
農業委員会は、みなさんの市町村の役場の中にある、地域の農業を支える大切な組織で、地域の農家などの中から選ばれた農業委員、農地利用最適化推進委員という2種類の委員さんが協力しながら活動しています。その主な役割は3つあります。

1つ目は、日本の食料を生産する田畑（農地）を守ることです。法律に基づき、田畑がきちんと農業に使われているかをチェックしたり、田畑が荒れないように注意したり、使われなくなった田畑をもう一度使えるようにしたりします。



2つ目は、新しく農業を始める人を応援することです。農業を始めたい希望を持つ、県内や県外の人

の相談に乗ったり、田畑を紹介したりして、地域で農業をしたい人を増やします。



3つ目は、地域の農業が抱える課題を解決するための働きかけをすることです。たとえば、人手不足の解消や農家経営の安定、天候が原因となる災害への対応といった問題に対し、現

場の農家さんの声を、国・県や政治家の人たちに伝え、農業や農村がもっと良くなるように働きかけています。

このように、農業委員会は、私たちの食べ物を作る大切な田畑を守り、農家さんが安心して農業を営んでいけるよう、日々活動している地域農業の「縁の下の力持ち」なのです。

令和8年度農業委員会組織関係予算の概算要求の概要について

令和7年9月12日

I 令和8年度農林水産関係予算の概要

農林水産省は、令和7年8月29日、令和8年度農林水産関係予算の概算要求を財務省に提出した。予算総額は、対前年度比17.1%増の2兆6,588億円となっており、うち、公共事業費は、17.5%増の8,188億円、非公共事業費は16.9%増の1兆8,400億円となっている。

同予算は、新たな食料・農業・農村基本計画や現在の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するため要求したとしている。

II 令和8年度農業委員会組織関係予算の概要

令和8年度の農業委員会組織関係予算（①農業委員会交付金、②機構集積支援事業費、③農地利用最適化交付金、④都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金、⑤所有者不明農地対策事業費）の総額は、131億7,700万円となり、前年度対比10億3,700万円の増額の要求額となっている。

農業委員会組織予算は「農地の集約化等の取組の加速化」として、これまで同様に農地中間管理事業等とともに位置づけられた。

「農地利用最適化交付金」は、7年度同額の40億5,100万円となったが不用額が大きいいため、概算決定に向けて本年度の活用が求められている。

「機構集積支援事業」は、不在村地主対策推進のための活用意向等調査の経費等として7年度対比で9億7,100万円が増額要求された。

「所有者不明農地対策事業」は、対象地区の増加分（3地区から5地区へ）で同6,600万円が増額要求された。

1 農業委員会交付金【47億1,800万円・対前年度同額、補助率：定額(10/10)】

本交付金は、農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、事務局職員の設置、農地調査・資料整備にかかる経費を支援するもの。

2 機構集積支援事業【37億2,000万円・対前年度9億7,100万円増、補助率：定額(10/10)】

本事業は、市町村農業委員会が実施する農地法等に基づく遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援するもの。

また、都道府県農業会議による農業委員及び推進委員の資質向上に向けた研修や農業委員会への巡回支援費、全国農業会議所による都道府県農業会議への研修及び農業委員会サポートシステム関連の改良等を支援する事業が盛り込まれている。

増額となったのは、市町村農業委員会で農地利用に支障を来す恐れの高い不在村地主対策を推進するための活用意向や相続見込み等調査(アンケート調査、面談等)の実費経費で8億1,000万円、同サポートシステム更新経費で1億6,000万円となっている。

3 農地利用最適化交付金【40億円5,100万円・対前年度同額、補助率：定額(10/10)】

本交付金は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の最適化活動を支援するため、報酬の上乗せ条例の制定を条件に両委員の報酬財源として平成28年度から措置されているもの。

令和4年度に交付要綱の大幅な見直しが行われ、これまでの委員の報酬財源に加え、最適化活動に要する事務費や臨時職員の人件費等に支出できるよう改善が図られた。

令和8年度要求額は40億5,100万円となっているが、令和7年度の予算執行率が今後の予算決定額にも影響してくることが予想されることから、全ての農業委員会で交付金を活用(予算措置)していただくよう取組を進めていくことが重要になっている。

(1) 令和7年度最適化交付金の活用予定農業委員会数(長野県内) (令和7年6月現在)

64農業委員会(13農業委員会は、現時点で未活用)【前年度対比△2委員会】

《令和8年度農業委員会組織関係予算等の概算要求額の一覧》

◆太枠が農業委員会組織関係予算

令和8年度概算要求額	＜参考＞令和7年度概算決定額
農地中間管理機構関連予算	農地中間管理機構関連予算
農地中間管理機構事業※国費部分のみ (79億7,300円・対前年度36億9,700万円増)	農地中間管理機構事業※国費部分のみ (42億7,600円)
農地集約化促進事業(新規) (80億9100万円)	機構集積協力金交付緊急対策事業 (80億・令和6年度補正予算)
機構集積支援事業 (37億2,000万円・対前年度9億7,100万円増) (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援 等	機構集積支援事業 (27億4,900万円) (1)遊休農地の所有者の利用意向調査 (2)所有者不明農地等の権利関係調査 (3)農業委員・推進委員の研修 (4)農地情報システム関連の改修・維持管理 (5)農地情報のデータベース化 (6)都道府県機構の巡回支援 等
農業委員会交付金 (47億1,800万円・対前年度同額)	農業委員会交付金 (47億1,800万円)
農地利用最適化交付金 (40億5,100万円・対前年度同額)	農地利用最適化交付金 (40億5,100万円)
都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円・対前年度同額)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (5億2,300万円)
所有者不明農地対策事業 (1億6,500万円・前年度対比6,500円増)	所有者不明農地対策事業 (9,900万円)
農地調整費交付金 (4,700万円・対前年度同額)	農地調整交付金 (4,700万円)

令和 8 年度概算要求額	<参考> 令和 7 年度概算決定額
農地中間管理機構関連対策	農地中間管理機構関連対策
農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (803 億 3,900 万円・対前年度 125 億 7,600 万円増)	農地中間管理機構関連農地整備事業 (農業農村整備事業〈公共〉で実施) (677 億 6,300 万円の内数) ※この他、令和 6 年度補正予算も含め 988 億 4,000 万円の内数を措置
農地耕作条件改善事業 (212 億 3,500 万円・対前年度 13 億 9,200 万円増)	農地耕作条件改善事業 (198 億 4,300 万円)
地域計画の実現に向けた支援 (724 億 6,300 万円)	地域計画実現総合対策 (383 億 7,000 万円) ※この他、令和 6 年度補正予算で 633 億 6,400 万円を措置
最適土地利用総合対策 (85 億 7,500 万円の内数・対前年度 11 億 8,600 万円増) ※農山漁村振興交付金の内数	最適土地利用総合対策 (73 億 8,900 万円の内数) ※農山漁村振興交付金の内数 ※この他、令和 6 年度補正予算で同交付金に 13 億 2,500 万円を措置
農地利用効率化等支援交付金 (30 億 700 万円・対前年度 10 億 2,100 万円増)	農地利用効率化等支援交付金 (19 億 8,600 万円) ※この他、令和 6 年度補正予算で 27 億 700 万 円を措置

令和8年度予算概算要求額 13,224百万円 (前年度 12,187百万円)

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

担い手への豊地集積率向上（7割「令和12年度まで」）

△
△
—
×
Y
業
事
V

4,718百万円 (前年度 4,718百万円)

農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

3,720百万円 (前年度 2,749百万円)

遊休農地所有者や不在地主等への意向調査、所有者不明農地に係る権利関係調査や公示制度に必要な手続、農地等のデータベースの運用等を支援します。

4,051百万円 (前年度 4,051百万円)

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。

基金 523百万円 (前年度 523百万円)

都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

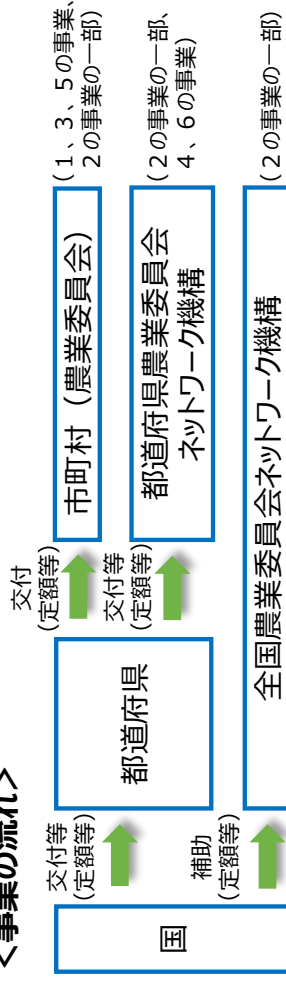
47百万円 (前年度 47百万円)

農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

165百万円 (前年度 99百万円)

所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
 - 農地利用の最適化のための活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）
- ← 地域計画の実現に向けた取組

- ・事務局が実施した耕作者等へのアンケート結果を踏まえ、農地利用最適化推進委員等が各担当地区における話し合いを主導。

- ・ 耕作者等が主体的に取り組むよう促しながら、地区ごとの話し合いをそれぞれ複数回開催し、令和 7 年 3 月末時点で 18 地区の地域計画が策定された。

※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



【農地利用最適化交付金】

- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に對して交付することも可能）

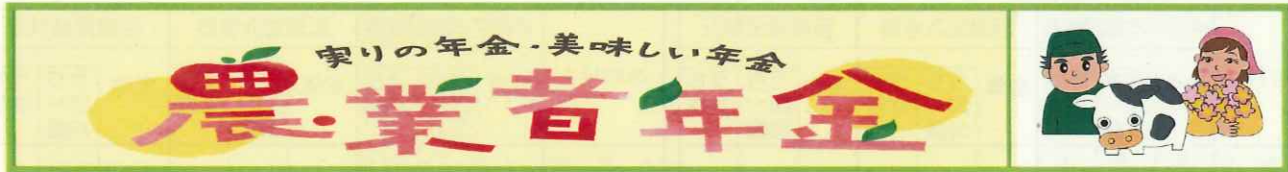
- ・農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援

[お問い合わせ先]

(1、3、4の事業) 経営局農地政策課 (03-3591-1389)

(2、6の事業)
農地政策課 (03-6744-2152)

(5の事業)
農地政策課 (03-6744-2153)



加入推進ニュース



一般社団法人 長野県農業会議
令和7年9月12日 <No.6>

☆ 8月の新規加入実績

8月の新規加入者は、下表のとおり6市町で7人、8月末までの新規加入者は、県全体で49名（目標達成率35%）となりました。飯田市、中野市さんは今年度目標を達成されました。

上半期を締めくくる9月です。節税対策にもなり、将来の自分のための積み立てにもなる「農業者年金」を一人でも多くの方に知ってもらえるよう引き続きのご協力をお願いします。

表：8月の新規加入者数

（単位：人）

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39歳	女性		全体	20～39歳	女性
伊那市	1	1		松本市	1	1	
飯田市	1	1		長野市	1		
松川町	1	1		中野市	2	1	1
				合計6市町	7	5	1

☆ 令和7年度 県版パンフレット完成しました♪

令和7年度版のパンフレットが完成しました。順次事務局へ配布を行いますので各種研修会や農業者が集まる会議、受付窓口でのご案内等で広くご活用ください。配布部数が足りない場合は無償で追加発送いたしますので農業会議までご連絡をお願いします。

☆ 事例紹介（女性への加入推進編）

農業委員会事務局からのご相談事例です。35歳未満のご夫婦で経営主（夫）は既に政策支援加入されていますが、妻が未加入の為、農業者年金に加入したい意向です。

Q：政策支援加入【区分3】をお勧めして、家族経営協定書を作成いただくよう説明していますが、作成時に注意する点がありますか。協定書の作成には少し時間がかかりそうです。

A：家族経営協定書の作成の際に農業者年金で必要な項目は①経営計画の策定②収益の分配③将来の経営移譲の3項目について明確に記載されているか。また、区分3で加入する場合、年間農業従事日数が150日以上であることを確認してください。

家族経営協定書の作成に時間がかかるようであれば、35歳未満なので、家族経営協定を締結するまでの間、通常加入で10,000円からの加入も出来ますので、ご検討いただくようご案内ください。家族経営協定書が整ってから「政策支援加入」に切り替える事も可能です。

【家族経営協定を締結して加入した場合のメリット】

将来年金を受給する時には「家族経営協定書」の破棄等で「特例付加年金」（国庫補助分）を受給することができます。 ※農地等、特定農業施設の権利等を持っていないこと。

令和7年度 農業者年金の新規加入実績

(令和7年8月末日現在)

(単位：人)

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
小諸市	2	2	1						
佐久市	4	3	2						
小海町	1	1	1						
佐久穂町	1	1	1						
川上村	7	6	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1	1		1	○		○
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1		1						
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	24	20	15	1	0	1	1	0	1
上田市	3	2	1	1					
東御市	2	2	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	6	4	1	0	0	0	0	0
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1						
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1	1			○		
原村	2	2	1						
諏訪計	8	6	6	1	0	0	1	0	0
伊那市	2	1	1	1	1			○	
駒ヶ根市	1	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1	1		○	○	
中川村	1	1	1						
宮田村	1	1	1						
上伊那計	9	8	8	2	2	0	1	2	0
飯田市	5	3	2	5	3	3	○	○	○
松川町	3	2	1	3	2		○	○	
高森町	2	1	1						
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1							
根羽村	1								
下條村	1	1	1	1	1		○	○	
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1	1			○		
豊丘村	1	1	1						
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	12	12	10	6	3	4	3	1

市町村名	令和7年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性	全体	うち 20～ 39歳	うち 女性
上松町	1	1	1						
南木曽町	1	1	1						
木曽町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曽計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	8	5	4	3	1	1			
塩尻市	3	2	2	2	1				
安曇野市	4	3	2	1	1				
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1						
山形村	2	1	1						
朝日村	1	1	1						
筑北村	1	1	1						
松本計	21	15	13	6	3	1	0	0	0
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北アルプス計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	7	3	3	4	3	2		○	
須坂市	4	2	2	4	2	3	○	○	○
千曲市	2	1	1	3	2		○	○	
坂城町	1	1	1						
小布施町	3	1	1	3	3	2	○	○	○
高山村	1	1	1						
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1						
小川村	1		1						
長野計	22	11	12	14	10	7	3	4	2
中野市	8	4	3	10	4	5	○	○	○
飯山市	2	1	1	1	1			○	
山ノ内町	3	2	2	2	1				
木島平村	1	1	1	1	1		○	○	
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	16	10	9	14	7	5	2	3	1
県計	139	97	89	49	28	17	12	12	5

35%

16%

は、令和7年度目標数を達成した市町村。

農業者年金

－年金のしくみとメリット－



農業者年金ってどんな制度？

自分のために老後の年金を積み立てる公的な制度です。
国の機関である独立行政法人農業者年金基金が運営しています。

① 積み立て

自分で決めた額を積み立てます。

月額保険料：

基本20,000円～67,000円

※35歳未満で、政策支援加入の対象と
ならない方は10,000円～

② 運用管理

独立行政法人農業者
年金基金が一元的に
運用管理します。

・H14年度～R6年度
の平均運用利回り
2.89%

③ 受け取り

65歳から75歳未満
で本人が請求。
(60歳～64歳で繰上
げして請求・受け取り
も可能)
終身年金。

積み立てている期間は、支払う税金の
額を下げるすることができます (P8参照)。

農業者年金の加入要件 (加入できる方)

次の3つを満たす方が加入できます。農業者なら広く加入できます。

1

年間60日以上
農業に
従事する方

2

20歳以上
60歳未満の方

さらに、60歳以上65歳未
満の国民年金の任意加
入者※も加入できます。

3

国民年金の
第1号被保険者

ご自身が第1号被保険者に該当
するかについては、市役所・
役場内の国民年金担当窓
口で確認できます。

※国民年金の任意加入
者とは、国民年金の保険
料納付済み期間が480
月に満たない方で、年金
額の充実を目的として、
国民年金に任意で加入し
ている方をいいます。

＋ プラス

国民年金の付加年金 (保険料：月額400円) の加入が必要です。

こんな方が加入できます



農業経営者

配偶者



自営業と兼業農家

兼業農家
もOK!



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパート・アルバイトさん
(第1号被保険者のみ)



農地の権利名義を持たない
畜産農業者・施設園芸等農業者など

農地が
なくても
OK!

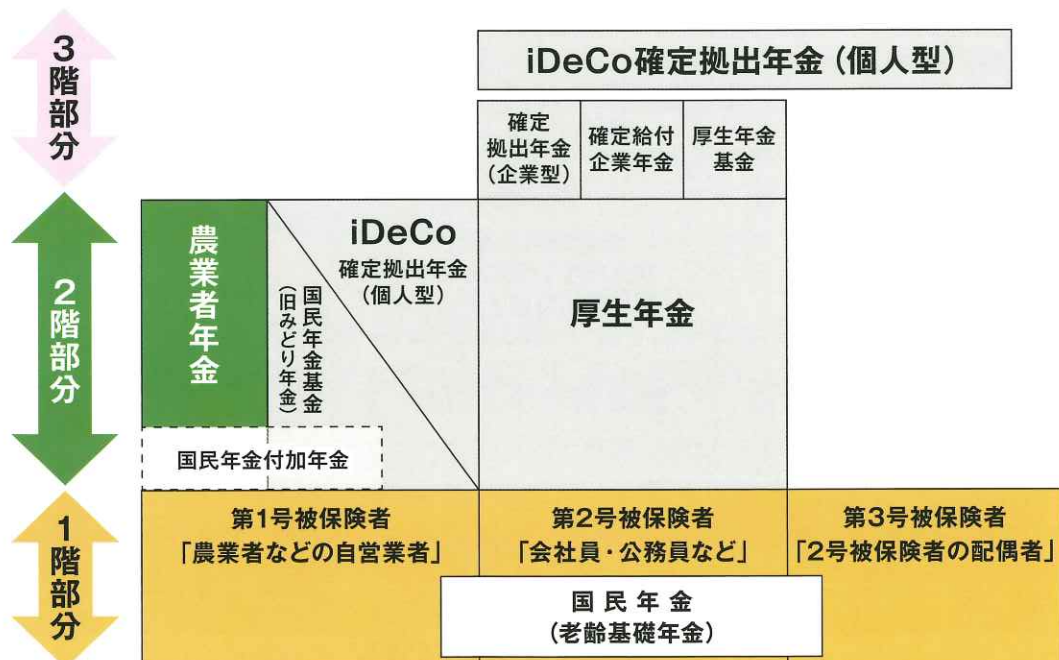
解説

日本の年金制度は3階建て!

農業者年金は、2階部分の年金です。

1階部分の国民年金と、2階部分の国民年金付加年金に加入いただいていることが、農業者年金の加入要件になっています。

なお、日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が義務になっています。

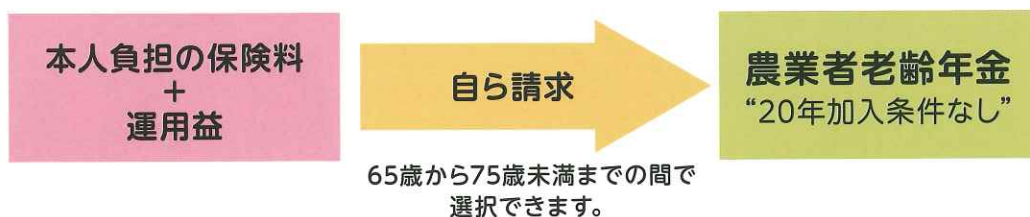


加入の種類

加入には、次の2つの種類があります。

① 通常加入

保険料を全額自己負担する加入（保険料の国庫補助を受けない加入）。
月額保険料は20,000円～67,000円の間で、1,000円単位で自由選択。
なお、35歳未満で一定の要件を満たす方は、月額10,000円から加入できます。

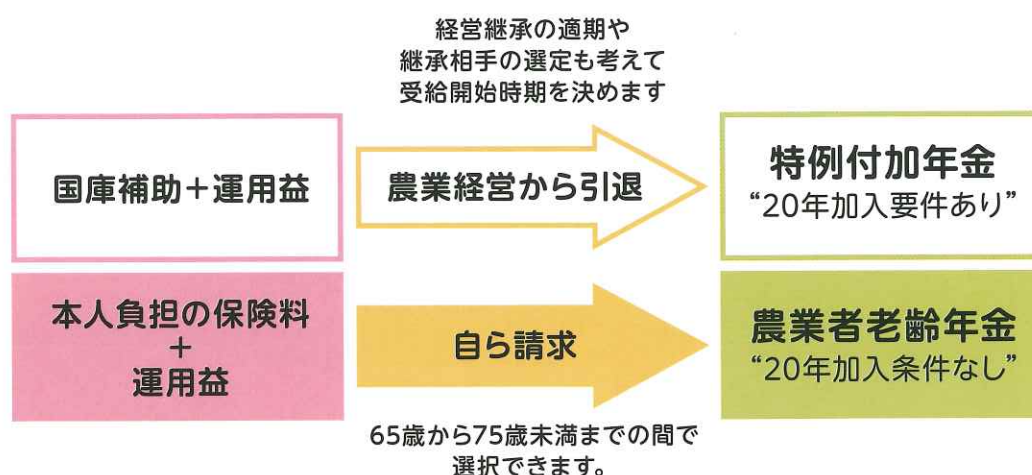


② 政策支援加入

保険料の国庫補助を受ける加入。
月額保険料は、本人負担分と補助分を合わせて20,000円（固定）となり変更できません。
※増額したい場合は通常加入への変更をお願いします。
なお、一定の要件を満たす農業者が対象になります。

《政策支援加入の要件》

農業者年金の加入要件（1ページ参照）に加えて、次のア～ウのすべてを満たす必要があります。
ア 60歳までに保険料納付期間等が20年以上見込まれること（39歳までに加入）。
イ 農業所得が900万円以下
（配偶者、後継者の場合は、支払いを受けた給料等が900万円以下）。
ウ 次の表（4ページ上段）の要件のいずれかに該当すること。



政策支援加入の対象者と補助額〔保険料は、本人負担分と補助分あわせて月額 20,000 円（固定）〕

区分	必要な要件	保険料及び補助額			
		35歳未満		35歳以上	
		本人負担保険料	補助額	本人負担保険料	補助額
1	認定農業者かつ青色申告者	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
2	認定就農者かつ青色申告者	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
3	区分1又は区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者又は直系卑属	10,000 円	10,000 円	14,000 円	6,000 円
4	認定農業者又は青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000 円	6,000 円	16,000 円	4,000 円
5	区分1又は区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで（25歳未満の者は10年以内）に区分1の要件を満たすことを約束した者	14,000 円	6,000 円	—	

注1) 35歳未満で加入した場合は、35歳以上になると自動的に保険料額が、35歳以上の額に変更されますのでご注意ください。

注2) 区分1～5のそれぞれの要件に該当しなくなった場合、他の区分又は通常の保険料への変更が必要です。

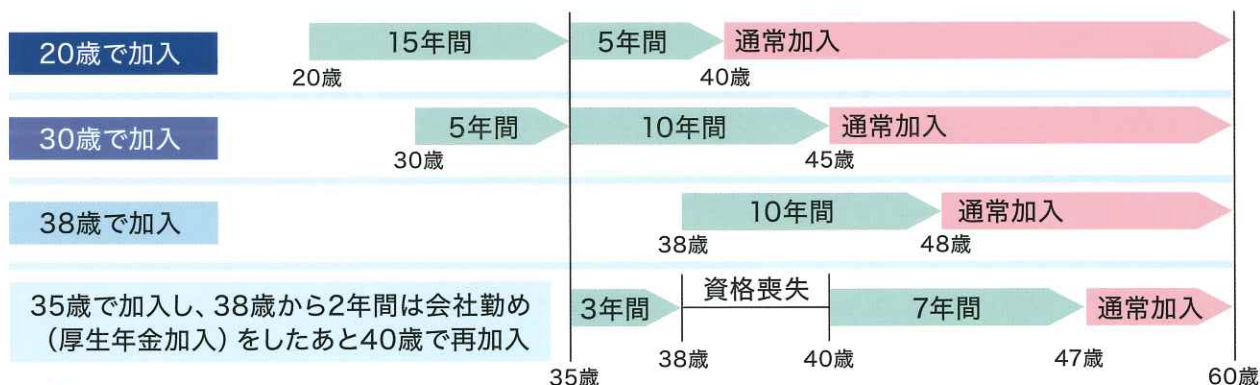
注3) 区分3及び区分5の加入者は、年間農業従事日数が150日以上必要です。

《保険料の国庫補助が受けられる期間》

保険料の国庫補助が受けられる期間は、次のアとイの期間を通算して最長20年間となっています。国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は、通常の保険料になります。

ア 35歳未満であれば、保険料の国庫補助要件を満たしているすべての期間。

イ 35歳以上で支援を受けられる期間は10年以内。



重要!

《国庫補助分に係る年金を受給するにあたって》

将来、国庫補助分に係る年金を受給するには、農業経営から引退（経営継承）することが要件となっています。

また、経営継承後に、①農業経営の再開、②後継者に使用貸借により貸し付けた農地の返還、③農地所有適格法人の構成員となった場合などは、国庫補助分に係る年金は支給停止となりますので注意が必要です。

《自分が負担した部分の年金の受給方法》

65歳以上75歳未満の間に、年金を受給するための請求手続き（裁定請求）を、市役所・役場内の農業委員会事務局または、JAの金融窓口で行うことが必要となります。

将来いくらもらえるの?《受け取り見込額の試算》

●試算の前提

- ・平均運用利回りは、2.89% (平成14年度～令和6年度の運用実績の平均) で計算しています。
- ・年金額 (年額) は、65歳時点の額を表しています。
- ・受給総額は、男性では86.5歳、女性では92歳 (男女とも平均余命) まで年金を受給された場合の総額を表しており、さらに長生きされた場合は、これよりも多く受給されることになります。

農業者年金受給見込額の試算 (保険料月額20,000円で通常加入、運用利回り2.89%の場合) (単位: 円)

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	男 性		女 性	
			年金額 (年額)	受給総額	年金額 (年額)	受給総額
20歳	40年	9,600,000	927,200	19,934,800	808,300	21,824,100
21歳	39年	9,360,000	890,700	19,150,100	776,400	20,962,800
22歳	38年	9,120,000	855,000	18,382,500	745,400	20,125,800
23歳	37年	8,880,000	820,300	17,636,500	715,100	19,307,700
24歳	36年	8,640,000	786,500	16,909,800	685,600	18,511,200
25歳	35年	8,400,000	753,500	16,200,300	656,800	17,733,600
26歳	34年	8,160,000	721,300	15,508,000	628,800	16,977,600
27歳	33年	7,920,000	689,900	14,832,900	601,400	16,237,800
28歳	32年	7,680,000	659,400	14,177,100	574,800	15,519,600
29歳	31年	7,440,000	629,600	13,536,400	548,800	14,817,600
30歳	30年	7,200,000	600,600	12,912,900	523,500	14,134,500
31歳	29年	6,960,000	572,200	12,302,300	498,800	13,467,600
32歳	28年	6,720,000	544,700	11,711,100	474,800	12,819,600
33歳	27年	6,480,000	517,800	11,132,700	451,300	12,185,100
34歳	26年	6,240,000	491,500	10,567,300	428,500	11,569,500
35歳	25年	6,000,000	466,000	10,019,000	406,200	10,967,400
36歳	24年	5,760,000	441,100	9,483,700	384,500	10,381,500
37歳	23年	5,520,000	416,800	8,961,200	363,300	9,809,100
38歳	22年	5,280,000	393,100	8,451,700	342,700	9,252,900
39歳	21年	5,040,000	370,100	7,957,200	322,600	8,710,200
40歳	20年	4,800,000	347,600	7,473,400	303,000	8,181,000
41歳	19年	4,560,000	325,700	7,002,600	283,900	7,665,300
42歳	18年	4,320,000	304,300	6,542,500	265,300	7,163,100
43歳	17年	4,080,000	283,500	6,095,300	247,100	6,671,700
44歳	16年	3,840,000	263,200	5,658,800	229,400	6,193,800
45歳	15年	3,600,000	243,400	5,233,100	212,200	5,729,400
46歳	14年	3,360,000	224,100	4,818,200	195,300	5,273,100
47歳	13年	3,120,000	205,300	4,414,000	179,000	4,833,000
48歳	12年	2,880,000	187,000	4,020,500	163,000	4,401,000
49歳	11年	2,640,000	169,100	3,635,700	147,400	3,979,800
50歳	10年	2,400,000	151,700	3,261,600	132,200	3,569,400
51歳	9年	2,160,000	134,700	2,896,100	117,400	3,169,800
52歳	8年	1,920,000	118,200	2,541,300	103,000	2,781,000
53歳	7年	1,680,000	102,000	2,193,000	89,000	2,403,000
54歳	6年	1,440,000	86,300	1,855,500	75,300	2,033,100
55歳	5年	1,200,000	71,000	1,526,500	61,900	1,671,300
56歳	4年	960,000	56,100	1,206,200	48,900	1,320,300
57歳	3年	720,000	41,500	892,300	36,200	977,400
58歳	2年	480,000	27,300	587,000	23,800	642,600
59歳	1年	240,000	13,500	290,300	11,800	318,600

農業者年金受給見込額の試算〈保険料月額 67,000円で通常加入、運用利回り2.89%の場合〉

(単位:円)

加入年齢	納付期間	保険料納付総額	男 性		女 性	
			年金額(年額)	受給総額	年金額(年額)	受給総額
20歳	40年	32,160,000	3,106,200	66,783,300	2,707,700	73,107,900
21歳	39年	31,356,000	2,983,800	64,151,700	2,601,000	70,227,000
22歳	38年	30,552,000	2,864,400	61,584,600	2,496,900	67,416,300
23歳	37年	29,748,000	2,748,100	59,084,200	2,395,500	64,678,500
24歳	36年	28,944,000	2,634,600	56,643,900	2,296,600	62,008,200
25歳	35年	28,140,000	2,524,100	54,268,200	2,200,300	59,408,100
26歳	34年	27,336,000	2,416,300	51,950,500	2,106,400	56,872,800
27歳	33年	26,532,000	2,311,300	49,693,000	2,014,800	54,399,600
28歳	32年	25,728,000	2,208,900	47,491,400	1,925,500	51,988,500
29歳	31年	24,924,000	2,109,100	45,345,700	1,838,600	49,642,200
30歳	30年	24,120,000	2,011,900	43,255,900	1,753,800	47,352,600
31歳	29年	23,316,000	1,917,000	41,215,500	1,671,100	45,119,700
32歳	28年	22,512,000	1,824,600	39,228,900	1,590,500	42,943,500
33歳	27年	21,708,000	1,734,500	37,291,800	1,512,000	40,824,000
34歳	26年	20,904,000	1,646,700	35,404,100	1,435,400	38,755,800
35歳	25年	20,100,000	1,561,100	33,563,700	1,360,800	36,741,600
36歳	24年	19,296,000	1,477,600	31,768,400	1,288,100	34,778,700
37歳	23年	18,492,000	1,396,300	30,020,500	1,217,200	32,864,400
38歳	22年	17,688,000	1,317,000	28,315,500	1,148,100	30,998,700
39歳	21年	16,884,000	1,239,700	26,653,600	1,080,700	29,178,900
40歳	20年	16,080,000	1,164,400	25,034,600	1,015,000	27,405,000
41歳	19年	15,276,000	1,091,000	23,456,500	951,000	25,677,000
42歳	18年	14,472,000	1,019,400	21,917,100	888,600	23,992,200
43歳	17年	13,668,000	949,600	20,416,400	827,800	22,350,600
44歳	16年	12,864,000	881,600	18,954,400	768,500	20,749,500
45歳	15年	12,060,000	815,300	17,529,000	710,700	19,188,900
46歳	14年	11,256,000	750,700	16,140,100	654,400	17,668,800
47歳	13年	10,452,000	687,700	14,785,600	599,500	16,186,500
48歳	12年	9,648,000	626,300	13,465,500	546,000	14,742,000
49歳	11年	8,844,000	566,500	12,179,800	493,800	13,332,600
50歳	10年	8,040,000	508,200	10,926,300	443,000	11,961,000
51歳	9年	7,236,000	451,300	9,703,000	393,400	10,621,800
52歳	8年	6,432,000	395,900	8,511,900	345,100	9,317,700
53歳	7年	5,628,000	341,900	7,350,900	298,000	8,046,000
54歳	6年	4,824,000	289,200	6,217,800	252,100	6,806,700
55歳	5年	4,020,000	237,900	5,114,900	207,300	5,597,100
56歳	4年	3,216,000	187,800	4,037,700	163,700	4,419,900
57歳	3年	2,412,000	139,100	2,990,700	121,200	3,272,400
58歳	2年	1,608,000	91,500	1,967,300	79,800	2,154,600
59歳	1年	804,000	45,200	971,800	39,400	1,063,800

保険料の納付は、「毎月納付」と「前納納付(翌年1年分を一括して納付すること)」が選べます。

農業者年金のメリット

メリット1

支払った
保険料は全額、
社会保険料控除
の対象になる
(※解説参照)

メリット2

終身年金
(生涯年金を
受け取ることが
できる)

メリット3

80歳前に
亡くなられた場合は、
遺族に死亡一時金がある
(ご遺族が、市町村農業
委員会事務局または
JA金融窓口で
手続き)

メリット4

保険料の支払いが
厳しくなった時は、
いつでも
月額保険料の
見直しが
できる

メリット5

手数料が
かからない
(掛金納付時や、
管理機関に納付する
手数料など)

メリット6

資産運用が
マイナスになった場合でも、
マイナス相当額を補填する
仕組み(付利準備金)
がある
(65歳以上の
裁定請求時のみ)

メリット7

脱退も
再加入も
可能

メリット8

運用益に対して
税金が
課されない

こんなにも!



メリット1の解説

その年に支払った農業者年金の保険料は、
全額、社会保険料控除の対象になる、とは？

試算例

その年の収入額800万円、かかった経費200万円の場合
課税対象所得は、800万円－200万円＝600万円となります。

農業者年金に未加入の場合

年間税額は、
600万円×30.4%
＝1,824,000円……①

農業者年金に加入している場合 (保険料月額6万7千円、年額80万4千円の場合)

年間税額は、
(600万円－80万4千円)×30.4%
＝1,579,584円……②

なんと！

年間節税額は、

①－②＝ **244,416円** ← この額が手元に残る！

保険料支払額による節税効果の目安

課税対象所得	税 率 (所得税 ＋ 個人住民税 ＋ 復興特別所得税)	加入者の支払った保険料別の年間節税額		
		通常加入または 政策支援加入	通 常 加 入	
		月額10,000円 (年額120,000円) の場合	月額20,000円 (年額240,000円) の場合	月額67,000円 (年額804,000円) の場合
195万円以下	15.1%	18,000円	36,000円	121,000円
195万円超330万円以下	20.2%	24,000円	48,000円	162,000円
330万円超695万円以下	30.4%	36,000円	73,000円	244,000円
695万円超900万円以下	33.5%	40,000円	80,000円	269,000円
900万円超1,800万円以下	43.7%	52,000円	104,000円	351,000円
1,800万円超4,000万円以下	50.8%	60,000円	121,000円	408,000円
4,000万円超	55.9%	67,000円	134,000円	449,000円

(注) 保険料支払後も適用される税率に変更がないものとして試算しています。100円単位は端数処理しています。

さらに、すごいのは、

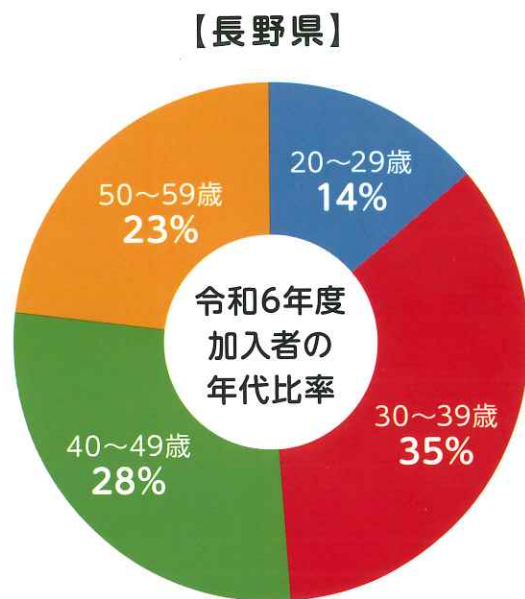
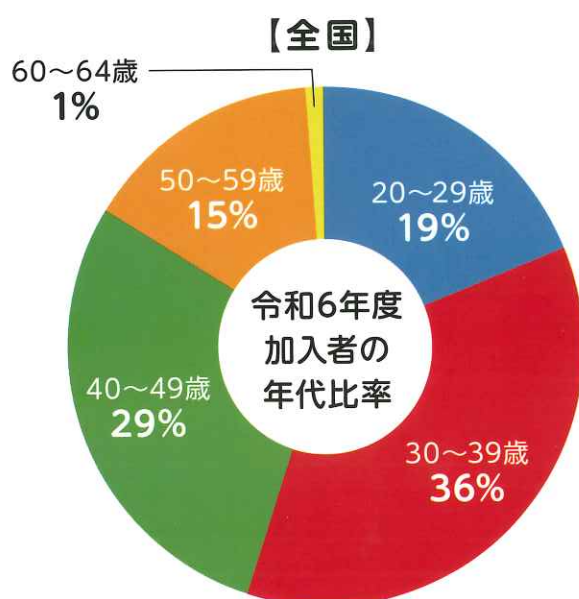
**経営主が、生計を一つにする配偶者や後継者の保険料を支払ったときには、
その合計額が、経営主の所得から控除できます。**

農業者年金と他の年金との比較

	農業者年金	個人型確定拠出年金 (iDeCo)	国民年金基金
年金は？	終身年金	5～20年の有期年金（一部終身）	1口目：終身年金 2口目以降：終身年金か確定年金（有期年金）から選択
運用は？	農業者年金基金が一元的に運用	加入者が運用商品を選択	国民年金基金が一元的に運用
積立が元本割れになったときは？	65歳以降の年金裁定時に元本割れしていた場合にマイナス分相当額を補填する危険準備金（付利準備金）の仕組みがある	元本割れした場合の措置なし	確定給付型の年金制度のため、元本割れがない
脱退は？	本人の意思で任意脱退できる	任意脱退できない（農業者年金に加入するときは脱退できる）	任意脱退できない（農業者年金に加入するときは脱退できる）
保険料（掛金）の国庫補助	政策支援加入者は、月額2万円の保険料について、最大月額1万円の国庫補助がある	国庫補助なし	国庫補助なし
節税メリットの保険料控除は？	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる（所得税法第74条）	その年に支払った保険料の全額が「小規模共済等掛金控除」の対象となる（本人の掛金のみ）（所得税法第75条）	その年に支払った保険料の全額が「社会保険料控除」の対象となる。経営主が生計を一にする配偶者や後継者の保険料の合計額を控除できる（所得税法第74条）

農業者年金の加入状況

農業者年金の加入者は、平成14年度～令和6年度までの累計で、全国138,383人、うち長野県3,110人となっています。
なお、加入者の年代比率は下図のとおりです。



農業者年金のデメリット

- ① 脱退した場合、脱退一時金は支払われません。
積み立てた保険料は、独立行政法人農業者年金基金が運用し、将来、年金として支払われます。なお、脱退後も、積み立てた保険料の運用状況が、毎年6月、基金からお知らせされます。
- ② 政策支援加入された方について、国庫補助分に係る死亡一時金はありません。
- ③ 同じ2階部分の年金であるiDeCo（イデコ）や国民年金基金との重複加入はできません。なお、NISA（ニーサ）との重複加入は可能です。
- ④ 自分で運用商品を決めることはできません。保険料の運用は基金が運用方針に従って行います。
- ⑤ 死亡一時金は、払い込んだ保険料の100%払い戻しを保証するものではありません。
加入年齢や死亡年齢、それまでの運用益などによって、払い込んだ保険料を下回ることもあります。

農業者年金に加入するには

STEP1

農業者年金の加入を勧めた方に連絡

後日、農業委員会事務局又はJA金融窓口から詳細のお話をさせていただきます

STEP2

加入申込書の作成

農業委員会事務局又はJA金融窓口担当者が作成支援させていただきます

加入申込書の
ダウンロード
はこちら



STEP3

JA金融窓口で手続き

手続きの際には、国民年金の基礎年金番号、JAの預金通帳と登録印が必要となります

STEP4

市役所・役場内の国民年金担当窓口で、 「国民年金の付加年金」の加入手続き

(保険料：月額400円)





「農業者年金加入のすすめ」
(動画10分間)



あなたの
「年金額の試算」



農業者年金に関する相談・支援組織

「一般社団法人長野県農業会議」担い手・経営・年金部

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル11階

TEL: 026-217-0291 / FAX: 026-219-2953

E-mail: 24keiei@nca.or.jp

※または、市役所・役場内の「農業委員会事務局」にお問い合わせください。



「JA長野中央会」営農支援部

〒380-0826 長野市南長野北石堂町1177-3 JA長野県ビル4階

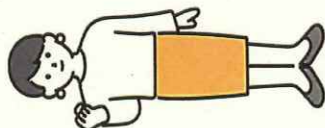
TEL: 026-236-2019 / FAX: 026-236-2008

※または、最寄りのJA金融窓口にご相談ください。

ご不明な場合は、当部までお問い合わせください。



令和7年9月作成



農業者年金 2つの特徴

加入時

60歳

65歳以降

①

じぶん年金が
つくれる

保険料を納める期間



将来のメリット

年金をもらえる
(生きている限りずっと)



②

節税できる

毎年のメリット

この期間、
支払う税金の額を下げることができる

